

# 災害からの復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生を

## 【請願趣旨】

東日本大震災は、地震・津波により未曾有の被害をもたらすとともに福島原発事故により大きな影響を残しています。帰還困難区域がいまだに指定され、避難した人たちは住み慣れた地に戻る目途すら立っていません。真の復旧復興のためには一層の支援が必要です。

令和5年は、前線の影響や相次ぐ台風により、全国各地で大規模水害が発生しました。堤防決壊や越水による大規模水害、土砂災害など、広い範囲で多大な被害が国民生活に大きな影響を及ぼしました。災害への備えや行政などの公的機関の危機管理体制の脆弱さがあらためて明らかになるとともに、防災・減災のための公共インフラ整備と既存施設の適切な維持管理が不可欠であることが示されました。

令和3年に発生した、熱海市伊豆山地区の土石流災害では、違法な盛り土工事が建設発生土（残土）の不適正な処分により引き起こされ、同様に危険な状況が全国に点在していることが明らかとなりました。令和5年5月26日から施行された「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（盛土規制法）」は、同様の被害を防止するため、それまでの法的・制度的欠陥に対処するものです。しかし、建設発生土（残土）の不適正な処分を規制する法律は存在せず、盛土規制法でも対象外であることから、盛土規制法を含め、発生者責任を明確にする等の法制度の整備が強く求められます。

防災や施設の維持管理の最前線に立つ地域建設業を、その担い手にふさわしく再生しなければなりません。しかし、建設産業に働く労働者は低賃金や過酷な長時間労働などの労働条件の劣悪さから、入職者は減少し、産業自体が消滅しかねない重大な危機に陥っています。企業の存続や技術の継承、建設コンサルタントを含めた建設労働者の確保困難などに対応するため、いわゆる建設産業の「担い手3法」「職人基本法」が制定されるとともに、公共工事の設計労務単価や設計業務委託等技術者単価が11年間連続で引き上げられましたが、未だ最前線で働く建設労働者や関連業で働く労働者の賃金改善は進んでいないのが現状です。

私たちは、災害からの復興を最優先とし、国民の安全・安心の願いに応える公共事業を実現するために、公共事業を防災・生活関連・環境保全優先に転換すること、及び公正な賃金・労働条件と業者の適正な収入・仕事を確保すること、により地域社会を支える建設業ならびに建設関連業の再生を図ることを強く求めます。



令和5年8月 台風7号 河川の増水による橋梁流失【鳥取県鳥取市佐治町】 出典：国土交通省

【取り扱い団体】生活関連公共事業推進連絡会議（生公連）

事務局 国土交通労働組合

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3 電話 03-3580-4244

## 【請願項目】

1. 災害からの復興を最優先とし公共事業を防災・生活関連・環境保全優先に転換すること。
  - (1) 地震や河川の氾濫、土石流など、災害からの復旧・復興を最優先で行うこと。
  - (2) 公共事業を防災・生活関連・環境保全の事業優先に転換すること。
  - (3) 公共工事の監督・検査、公共施設の維持・管理は国と自治体が責任をもって行うこと。
  - (4) 地域建設業育成や建設労働者保護を実施し国民の安全・安心を守り、行政機関としての責任を果たすため、公共事業発注官公庁及び独立行政法人等の体制を強化し、必要な職員を確保すること。
  - (5) 国民の安全・安心を切り捨てる「地方分権」や「道州制」は行わないこと。
  - (6) 災害復興及び公共事業の計画策定にあたっては、過程の情報公開、住民参加システムの確立、年次毎の再検討を原則とすること。
  - (7) 建設発生土（残土）の発生者責任を明確にする等の法制度の改正・整備の措置を国として講じること。
2. 公正な賃金・労働条件と中小業者の適正な収入・仕事を確保すること。
  - (1) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の運用の見直しをおこなうこと。
  - (2) 公契約法（公共事業における賃金等確保法）を制定するなど、適正な賃金支払いを、末端労働者まで担保する仕組みを作ること。
  - (3) 建設産業の元下関係における片務性を是正し、下請及び資材業者の適正な利益が確保される仕組みを作ること。
  - (4) 地域の安全・安心を支える中小建設業者の経営安定と建設労働者の雇用を確保できる持続的な施策を実行すること。
  - (5) 建設業における時間外労働について、災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制をすべて適用すること。
  - (6) 建設現場の労働災害、じん肺・アスベスト被害の発生を抑えるために予防・防止対策を強化すること。また、不幸にして被災したすべての患者をすみやかに救済すること。
  - (7) 建設業及び建設関連業の各業種を労働者派遣法の適用対象としないこと。

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

20 年 月 日

氏名	住所
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県

※ 「//」「同上」は記載しないでください。

※ 署名は国会請願署名として提出する以外には使用しません。